

令和2年8月31日

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく令和2年8月24日付け事務連絡「9月1日以降における催物の開催制限等について」(以下、「事務連絡」という。))及び兵庫県の「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、7月31日に決定した対応方針を、以下のとおり改訂する。

#### 7. 市有施設等の対応

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、収容人員の制限を5,000人以下、かつ収容人員の半分以下とすることを、当面9月末まで継続する。

なお、主催者に対して、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談するように促す。

#### 8. イベント等

市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、当面9月末まで以下の対応を継続する。

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保することができること(できるだけ2m)。

なお、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、兵庫県に事前に相談する。